

刑法 出題の意図

問題1は、刑法総論に関する重要な概念のごく基礎的な理解を問うものである。事例を設定させるのは、適切な事例設定は正しい知識の裏打ちを測るために有用だからである。

(1)は、刑法上の因果関係判断においてかつては通説たる地位を確固たるものにしてきた相当因果関係説に関する基本的な理解を問うものである。一般に相当因果関係説においては主観説、客観説、折衷説の3つがあるとされるが、少なくとも折衷説の内容に関し適切な理解が示されていることが必要である。また、いわゆる条件関係に加えなぜ相当性が要求されるかの言及があれば高評価となる。(2)は、罪数評価における一形態である不可罰的事後行為を問うものである。その趣旨・定義や適切な具体例が示されていることが必要である。

問題2は、放火罪における公共の危険という刑法各論上の典型論点を問う事例問題である。刑法110条の建造物等以外放火罪はいわゆる具体的危険犯として公共の危険の発生が必要とされるところ、少なくとも通説・判例の立場を適切に理解したうえで、自らの立てた規範に基づき正しくあてはめができるかを問っている。